

◆ 1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回20日発行 ◆

# 関西労災職業病3月号

(通巻第95号)

関西労働者安全センター 1982.3.20 発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

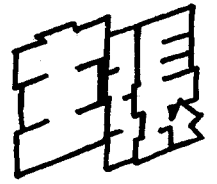
☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

100円



- **主張** 内部充実から攻勢的闘いへ / ..... 1
- '82年度運動方針 ..... 2
- 高知県における労災職業病闘争(上)  
五島正規(四国勤労病院院長) ..... 8
- 前線から(ニュース) ..... 12
- **学習のページ** 労働安全衛生法を読む① ..... 18
- 全国の医療運動の再構築と前進のために  
労災職業病研究会 松浦良和 ..... 20



# 攻勢的闘いを！ 82 労災職業病闘争

才二回総会を終えて

三月二〇日、関西労働者安全セン

ターは、大阪部落解放センターにお

いて第二回総会を開催し、八一年度

の運動を総括するとともに、八二年

度方針を決定した。総会には会員団

体を中心に、四六団体一八五名が参

加し、来賓としては社会党大阪府本

部、衆院議員上田卓三氏(代理)、朝

鮮総連大阪西支部、全金大阪地本よ

りの出席があり、連帯のあいさつを

受けた。更に「高知県における労災

労基署の反動行政に対する大衆的な

抗議行動の展開、針灸治療制限に対

する大阪シンポジウム等のとりくみ、

等々を着実に進めることにより、安

全センターの内部的な充実はかなり

の前進を達成することができたと総

括している。その結果として会員組

織が一年間で二・五倍に増加したこ

とは何よりも評価すべきことと考え

ている。

我々は八二年度の基本方針として

したのに対して、今年度は攻勢を主

にした方針といえる。労災職業病闘

争の発展は職場における労働者の諸

権利の拡充にこそその基礎がある以

上、労働運動と無関係に運動が進む

ことはありえない。しかも、労働運

動はこの間必ずしも活力をもつて前

進しているとはいえず、我々の運動

も決して前途を楽観できない状況で

ある。労災職業病闘争は、この数年

間かなりの大衆的発展をとげてきて

職業病闘争の現状」をテーマに、四

国勤労病院の五島正規院長より特別

講演を受けた(本号に内容掲載)。

昨年三月七日、我々は第一回総

会を開催し、組織再編を行って以降、

組織活動の充実という点を何よりも

重視した運動を進めてきたが、運営

協議会六回、事務局会議六回の開催

の増大を確認するとともに重点方針

として、①組織拡大、機関誌増加、

教宣充実 ②安全センター、地域連

絡所の設置 ③専門家、学生グルー

プの運動強化 ④全国労災職業病連

絡会の強化 ⑤大手企業における闘

いの強化、の五項目を特に確認した。

八一年度が主に内部的な充実を重視

# 82年度運動方針

## 1 はじめに（82年度方針の基調）

総括の前置きの項でも一部述べたように、社会情勢の急激な反動化の中にあつて、本来ならば革新運動の中心的な担い手であるべき労働運動が全般的に右旋回の様相を強め、一部の労組ではむしろ逆に政府―資本の戦争政策、民主主義を否定する政策のお先棒をかついでいるところまで来ているのが現状である。政治的な右旋回は決してそれ独自で切り離されているものではなく、職場における資本との力関係において完敗し、労働者の諸権利を「合理化に賛成する」「企業競争に打ちかつ」という形でなし崩し的に売り渡していることと表裏一体をなしているのが現実である。労災闘争のスローガンとして「我々は労働力は売っても生命や健康までは売らない！」というものがあるが、現在多くの労働者は生命も健康もむざむざと売り渡しているというのが実情であろう。大手企業に特徴的なゼロ災、ZD、QC、KYTなど資本主導の安全衛生「運動」の展開の中で、もはや安心してケガもできないという表現が当るほどに、企業の労務管理が強化され、逆に労働者の権利は後退に次ぐ後退を続けているといえるのである。我々はこれら資本主導の労務管理強化を軸とした安全衛生「運動」を労働安全衛生法体制と呼んでいるが、労働災害職業病を根絶していく闘いは、労働者の諸権利の拡大にこそその基礎があるのであり、我々の基本路線として、労働者の生命と健康は譲れない権利としてこれを擁護すること、なし崩

し的な労働強化、合理化、そして労働者の人権無視に対して徹底してこれと闘うこと、総じて、労働安全衛生法体制を打破し、労働者の権利拡大を基礎とし労働者の力による安全衛生運動の確立のため奮闘する決意である。

我々は右の基本路線を具体的な運動とするために運動体制、組織体制の確立を急がねばならない。労災職業病戦線は他の運動の全般的な不調の中にあつて、比較的善戦してきており、昨年11月には地域安全センターの横の連絡を目的とした全国労災職業病連絡会の発足をかちとってきているが、同組織の拡充に力を注いでいくことは言うに及ばず、関西労働者安全センター自らの組織力量の増大を何よりも具体的に検討していかねばならない。詳細には後述するが、その基本として地域拠点の拡大に置きたいと考えている。81年第一回総会における安全センター組織再編は南大阪労働運動を基礎としたものであるが、大阪の他の地域、更には運動が未発達な地域における第二、第三の拠点作りにも精力を傾けたい。

当然のこととはいえ、労災職業病闘争のみが独立して発展することとはあり得ないし、また情勢の厳しさは我々に自らの闘いを狭い領域に限定することを許さなくなっている。この観点から安全センターとして特に労働基本権を防衛する闘い、反戦平和、反核原発、被曝労働根絶の闘いと共闘を重視したいと考えている。79年に労働基準法研究会が「就業規則、労働契約」に関する報告書をまとめることにより、政府―自民党は労基法全面改悪の準備が整ったと公言するに至っているが、労基法改悪阻止を基軸として、センターと

しても積極的に運動に参加する所存である。また、我々はこれまで岩佐訴訟を支援する会の活動の一端を担うという形で、反核、反原発、被曝労働根絶の斗いに間接的な参加をしてきたが、反核運動の最近の盛上りを歓迎するとともに、岩佐訴訟の支援は言うに及ばず、より積極的な形で一連の運動への参加を行っていきたくと考えている。以上82年度運動基調を述べたが、情勢の動きは急ピッチであり、我々はこれを論議倒れに終らせることなく着実な実践で一步一步かちとっていく決意である。

## 2 一般方針について

以上の基本的立場に基いて、安全センターとしては以下のような運動を展開していくこととする。

### (I) 職場、地域における労災職業病闘争の強化、発展

職場、地域における労災闘争を拡充していくことは安全センター運動の基礎であり、労働組合や被災者団体等のとりくみを支援する形で、不安全不衛生職場の改善闘争を始めとして、被災者の権利確保、労働者が安全に働く権利の拡大を旨として運動を展開する。具体的には、労働者が中心となった安全衛生委員会活動の強化、安全パトロールの組織、自主健診、職場環境測定、職場地域単位での学習会の開催など可能な限りの活動を精力的に行う。またこれらの活動を通じて、労働者の地域的な共闘の拡充も併せて追求する。

### (II) 労働行政に対する斗いの強化

労災職業病闘争において、労働行政との闘いは不可避である。我々は労働行政が労働者の権利を擁護する機関として機能させるのは唯一労働者の組織された力による以外何者でもないという観点からこの闘いを重視するものである。具体的には、労災認定闘争、企業の法規違反等に対する行政指導、監督を求める闘い、不当に被災者を締め出す企業に対する職場復帰のための行政指導を求める闘い、労災治療の範囲を拡大していく闘いなど多くの課題があるが、これらの闘いを可能な限り大衆的な拡がりをもつものとして組織していくことを方針としたい。

### (III) 関連法規改悪を阻止する闘い

労災保険法の相次ぐ改悪をはじめ、労基法、労働安全衛生法等労災問題に直接関連する法規の改悪がこの間急速におし進められている。とりわけ労働基準法については、被災者の解雇を禁じた19条が徐々に空文化させられている問題をはじめ、79年の労基法研究会報告をテコとしてその全面的な改悪が準備されており、労働条件に関する労働者の基本的権利の大巾な奪が目論まれている。我々はこれら一連の動向に対して、総評や全国労災職業病連絡会などを中心として全国的な連帯を強めながら反対運動を強めていかねばならない。また、政府―労働省の具体的な施策に対する反撓というような後追いの運動ではなく、日常的な学習運動等の積み重ねにより、より問題の大衆的浸透をはかり、主体的力量の拡充に重点を置いてとりくみを強めたい。

#### (IV) 労災裁判闘争の強化、拡大

政府―労働省は80年の民事損害賠償と労災保険の「調整」と称する労災保険法改悪により、被災者、遺族の労災裁判権の封じこめを目論んできており、この傾向は今後更に強まる事が予想される。我々はこれ以上の法改悪を絶対に許さない闘いを堅持するとともに、労災裁判闘争に積極的にとりこんでいきたい。現在進行中の徳田訴訟（野村メッキ労組）、雲見訴訟（全港湾名村分会）等に対する組織的な支援体制を作り上げるとともに、弁護士グループとの協力関係をはじめ、労災裁判闘争の積極的な推進体制を作っていくきたい。

#### (V) 被災労働者運動の強化、拡充について

労働組合単位で労災問題が斗えない未組織の被災者や、組合があっても企業と一体となって労災問題をとりあげないような状況にある被災者にとっては、企業枠とは別に被災者独自の運動を展開していくことは大いに意義のあるところである。安全センターはこれまで大阪府被災者同盟、阪南労災被災者の会等の運動に積極的に関わるとともに、兵庫被災者交流会等とも協力し、被災労働者全国協議会の運動の一端を担ってきている。これらの運動に今後とも更に強い関りを持っていくとともに、その運動の基調として、被災労働者全国協議会の重点方針ともなっている、被災者の職場復帰、社会復帰問題につき、安全センターとしても積極的なとりくみを行っていくたい。

#### (VI) 専門家学生戦線との協力関係の強化について

安全センター運動にとって、医療法律等専門家戦線との協力関係の強化は不可欠の問題であり従来の関係を充実するとともに、新たな共闘、協力関係を作り上げるべく奮闘しなければならない。専門家、学生との関係については応々にして運動に対する個別利用主義的な傾向が生じ易いが、我々の基本的立場として、専門家、学生運動の組織的な主体的力量の拡充ということを重視し、それを基礎とした共闘の強化を実現していきたい。この点については後で詳述する。

#### (VII) 交流、共闘の拡充について

総括の中でも述べたように、安全センターを強化していくのは独り安全センター自身の奮闘によってだけでは実現しない情勢であると考えられる。全国労災職業病連絡会に参加する多くの地域センターや医療機関等との共闘の強化はいうに及ばぬことであるが、単に労災職業病戦線のみならず、反戦平和の闘い、反核反原発の闘い、人権を守る闘い等広汎な民主運動との交流、連帯につき積極的な立場で関係を強化していく必要がある。また大阪総評労職対及び日本労働者安全センターとはこれまで以上に友好協力関係を深めていきたい。

## (VII) 組織の拡充、教宣体制の強化 及び財政の健全化について

これらの運動の発展の基礎となるのは何をさておいても安全センター自体の主体的力量の強化なくしてはあり得ないことである。安全センターはまだまだ弱小な団体に過ぎず、労働組合、被災者団体、専門家グループ、民主団体等との協力強化、及びこれら各方面における組織拡大を早急に実現していかなばならない。またこれを実現するために機関誌活動、学習会活動等を軸とする教宣の充実に併せて力を入れる必要がある。更に財政問題については従来人件費をはじめとする経費の徹底節約によって黒字を保ってきているが、より充実した組織活動を展開するためにも、会費、機関誌購読料等基礎的な収入の増加を軸として財政の健全化を図りたい。

## (IX) その他の問題

その他の問題として、労災職業病関係の医療機関の全国的な連絡体制の整備についての論議が進められているが、安全センターとしてもこれらの運動に積極的に参加し、また、自らの運動を通じて、新たな協力医療機関の開発、並びに新たな労働者診療所設立のため大いに奮闘したい。

## (3) 重点方針について

(1)(2)の項目において我々の基本的立場、並びにその闘いの骨子について述べてきたところであるが、82年度に特に力を入れたい課題として以下五つの重点方針を確認したい。

## (I) 組織拡大、機関誌増加、教宣充実

安全センターは昨年3月の組織整備の段階では、実質的な協力関係にある団体はかなりの数に上っていたものの、正式会員団体はわずか20団体程度にすぎず、極めて体質的に弱いものをもっていった。しかし、この一年間で約50団体にまで拡充してきており、かなり大巾な増加を達成することができた。が、まだまだ絶対的には極めて少数であることには変わりなく、更に大巾な増加を引き続きかちとっていくために奮闘する必要がある。今年度の目標として新たに20団体以上の加入を実現していくために、具体的なオルグ計画を策定し、全会員団体が力を合せて目標達成に当たりたい。

機関誌は安全センターのいわば顔にあたる部分であり、その拡充はどうしても力を注がねばならないところである。ここ2、3年は発行部数が一八〇〇〜一九〇〇程度で頭打ち状態となっているが、今年の8月号をもって通巻100号に達することを一つの契機として大巾な拡大計画にとりくみたい。長期購読料未納者に対する打切りをこの一年かなり大胆に行ってきたところから、実質的な有料配付数は現在約一四〇〇冊程度を確保し、内容的にはかなり好転してきているが、機関誌拡大月間の設定などで、年度内に有料一七〇〇冊、発行二〇〇〇冊体制を実現したい。

また、教育、宣伝活動についても81年度の反省を踏まえ、秋期総学習を成功させるとともに、第2回労災職業病斗争講座の拡充、及び地域単位の学習会活動等にも力を入れていきたい。更に、発行物も現在の月刊の機関誌「関西労災職業病」に加え、年内2、3冊の割である程度まとまりのあるものを発行したいと考えている。

## (II) 地域連絡所作りについて

安全センターは現在大淀区に事務所を設置しており、ほぼ全ての問題についてここで統括しているが、今後の安全センター運動の発展という観点からは地域単位での力量を拡大していく方向を旨とせねばならない。我々は既に此花地域の活動家と協力して此花労働者センターを79年かちとっているが、他の地域にも、形態は地域の特性によるにしても、何らかの出張所の設置を検討したい。究極的には支部、ブロックという形への発展が望ましいが、当面の具体的な方法として、地域の関係労働組合との協力で地域連絡所の設置を実現したい。そこを拠点として、地域単位での学習会の開催、情宣活動、行政斗争等における共闘体制の拡充、更には未組織労働者への相談活動など、諸活動を展開する方向を考えたい。地域単位での力量強化は運動を大衆化するためにも、組織拡大という観点からも重要であり、会員団体の力を結集して地域連絡所作りを実現しよう。

## (III) 専門家、学生グループの運動強化について

専門家グループの運動強化は安全センターにとってはその組織の性格自体からも極めて重要な問題である。76年の松浦診療所の設立によって、医療、健診、環境測定といった労災闘争に不可欠な分野について全面的な協力が得られることは何物にも代えがたい財産であるが、その一方で、余りにも同診療所に多くを依存する傾向があることも事実である。医療運動については同診療所との全面的な協力をよって、第二、第三の拠点作りに着手するとともに、先進的医師グループの何らかの組織化を行いたい。また医学生については、

学生運動の全般的な低調さの中で、労災問題に係る進歩的医学生の生々とした活動がこの間必ずしも発展していない現状にある。その意味では毎年夏に行ってきたフィロド合宿の役割は相対的にはその重要性を増しており、82年度の第9回目の合宿に対し、安全センターとしてこれまで以上の援助、指導を行っていきたい。また各大学における労働研等のサークルが分散化しその活動力を低下させることのないように、関西レベルでの横の連絡体制を強めるとともに、系統的なフィールドや学習会の計画等を通じ、新人の獲得も含め積極的なテコ入れを行っていきたい。

法律家、弁護士グループとの関係については総括の中で述べたように未だに個別的な協力関係の域を出ていない現状であるが、3月16日から大沢弁護士を中心として、若手弁護士の労働講座がスタートし、安全センターとしても全面的に協力する予定であるところから、これらの企画を契機として、研究会の開催、プロジェクトの企画等を通じて、より組織的な活動協力体制を作り上げていきたい。更に労災職業病問題を中心とした法律相談の企画などについても積極的に行っていきたいと考えている。

最後に科学技術関係者の問題であるが、これまで関西研究者交流会への協力という形で安全センターは一定の関りを保ってきたが、同研究会のより一層の充実に努めるとともに、労働安全衛生に関する諸問題、コンピューター産業ロボットと労働態様の変化などの問題につき積極的に研究会を組織し、安全センターとの協力関係を強めていくための努力を行っていきたい。

#### (Ⅳ) 全国労災職業病連絡会の拡充について

全国労職連（81年11月15日発足）についてはその前身である職業病認定問題に関する全国連絡会議の発足時より安全センターとして全面的に参加し、その一翼を担ってきた経緯があるが、今後より一層の力を注いでいきたい。全国労職連には北海道から九州までの主な地域安全センターが参加しており、今後その拡充は全国の労災闘争の発展の軸となることが予想される。81年11月の第4回運営協議会にて安全センターとしての正式参加を確認してきたところであるが、具体的な活動として、事務局への参加と、同連絡会の機関誌「全国労災職業病」の編集、また、近畿、中国地方の地域センター作りに積極的にその援助体制を作っていくたいと考えている。

#### (Ⅴ) 大手企業内における斗いの支援強化

総括の前文並びに方針案のまえがきの中でも既に述べたように、今日大部分の大手企業の中における労務管理は労働者の人格を全く認めないというところまで進行している。資本主導の安全「運動」の強化は労働者の権利をはく奪し、事故にあっても労災と主張できなかつたり、松葉杖をついても出勤せざるを得ない状況が端的に示すように、その基本的な人権の擁護さえ危ぶまれる状況となつてきている。安全センターはこれまで、住友電工における高松労災闘争、未払賃金、差別賃金闘争等に参加してきた経緯があるが、これらの闘いの経験を生かし、他の大手企業の中で奮闘している活動家の運動に対し、積極的な支援活動を展開していきたい。昨年12月12日にはこれらの活動家を中心として「職場の安全衛生を考える」討論集

会を開催したが、これら企業内における運動の前進の中で、労災職業病闘争の役割がかなり大きいことは共通した認識である。今後、安全衛生問題や産業ロボット問題等を中心にした研究会、学習会の開催を継続的に行っていくとともに、横の連絡体制作りを通じ、安全衛生、労職闘争に関する相互支援、共闘体制を強めるべく、安全センターとしても積極的にその役割を分担していきたいと考えている。

以上一般方針並びに重点方針について述べてきたが、これらの方針を具体的に実践していくのは決して専従事務局や役員会のみではない。安全センターは極めてゆるやかな連合体であり、参加各団体に方針の実施を指示する立場はもっていないが、各団体及び賛助会員が可能な限りその力を提供し、その実現のため共に奮闘したい。





●関西労働者安全センター第二回総会記念講演

# 高知県における労災職業病凶争

四国勤労病院院長 五島 正規

へき地医療から

振動病の闘い

●振動病多発の背景

一九七一年の三月に私たちは、高知県立病院の中に保健医療センターを作りまして、無医地区に二週間に一回づつ行って地域ぐるみの健康管理と治療を行うというような、へき地の健康管理を行っていました。その中で、山の方へ行くと振動病患者が非常に多いのですが、労災認定患者がゼロであるということがわかりました。つまり高知県で振動病患者はいないというのがタテマエになっていたのです。そこで町や村と話し

合ひ、そういう地域で振動病の健診をやってみました。すると、その村でチェンソーなどを使う林業労働者の六五％が振動病で、その内三五％ほどが重症であることがわかったのです。

その当時、この問題を重視しまして、いろいろと調査をしたところ、その人たちは全員、かつて農民で林業の専門労働者はそうたくさんいなかったのです。御存知のように田舎では、都市が高度成長下で合理化が進むその時期に人口の流出が続きました。若い労働者は大都市に働きに行ったり、移り住むということが続いたわけですが、出て行けなかった人たちは農業だけでは食っていけな

って、林業労働との兼業という形で生活を維持したのです。

例えば、三原村という人口二千名ほどの村で老人の単身世帯の比率は三分の一でした。村全体の世帯構成の平均は三・一人でほとんどが夫婦か、子供がいるとしたら若夫婦が子供を年寄りにあずけて出て行くというのがパターンになっているわけです。ところがチェンソーを持った林業労働者の平均家族数は五・四人で、平均的な構成を維持できています。それは役場の職員になるか、郵便局に勤めるか、学校の先生になるという以外では、チェンソーを持って林業労働をしなければ現金収入が望めないということがあったからです。そういう田舎の状況の中で振動病が多発しているということがわかりました。

## ●調査と健診、行政課題へ

振動病患者の闘いというのは、そこからおこったわけですが、その過

程の中で当初、全林野労働組合となりギクシヤクした関係がありました。七一年ぐらいに私は学会で、全林野の振動病対策の一つが、採算の悪い、つまりチェンソーを長時間使用しても収益の上がない、例えば雑木の伐採その他を民間に払い下げることによって、民間への振動病たれ流しになったのではないか、ということを言ってきました。

それに対し、七三年になって全林野労組より「民間労働者の組織化を考えている」というふうに言ってきました。じゃあどこかの村を共同調査しようじゃないか、という話になり、高知県の東の方にある馬路村という村を共同で調査、健診を行いました。この村もやなせ杉で有名な優秀材のとれる林業地帯ですが、人口が二千人くらいしかありません。そしてこの村で健診をやってみると、おどろくことに、村の十八歳から六五歳までの成人男子のうち、その十八％の人が振動病にかかっているということがはっきりしました。

そういう結果をレポートにまとめまして、県と馬路村にその実態についていろいろな提案をしました。そうなる、この問題を自治体もほおっておくことができなくなりまして、振動病の予防をどうすればよいか、行政側からも問題になったのです。地域の話題のたねとなり、市長、町長、村長が議会の施政方針演説でも白ろう病にふれざるを得なくなりました。

### ・白ろう連の組織化・

ところが、労災の認定はそこまでいかず、高知県で七三年の十月に初めて認定されるという状態だったのです。そこで必然的に民間労働者を中心とした、振動病の予防というものをどうやって行っていくか、そして振動病の治療をどうするか、補償、生活をどうしていくかという問題が、労災認定と同時に問題になってきました。そこでできたのが、高知県における白ろう連という組織です。資

金的にも労力的な面でも全林野労組が協力し、結成できたのです。

そして相前後してその当時、国有林においては振動病の認定になった労働者の裁判闘争を行いました。そして民間労働者の組織化と国有林の労働者の裁判の二つを中心に七五年まで推移してきました。その中で裁判は全面勝訴を勝ちとっています。

すなわち、国家公務員災害補償法で認定され治療を行っている労働者が、事業主に対して、使用者責任の安全義務違反を追及してきた訴えに対し、高知地裁が一〇〇％取り入れた形の全面勝訴となりました。

## 高知県職業病センターの 結成と闘い



そのように見通しをはっきりしてきたのが一九七五年ですが、七五年の七月に各労働団体が中心になりまして高知県職業病センターというも

のを結成しました。このセンターは一昨年、高知県労働安全衛生センターと名前を変えています。県評、同盟、その下の各単産、また他の純中立の労組も含めて結成されました。

### ・高知県の労災職業病闘争・

この職業病センターを中心とした闘いのパターンですが、個別の労災認定闘争は我々の日常的業務として行いますが、その闘争に労働団体の力を引き出していくというような形は行っておりません。労災認定の道すじを作ってしまうのです。例えば、高知県の振動病の認定が非常に遅れた反面、認定の手つぎの簡素化とスムーズ化ということに全面的に気を使ってきました。その結果、七五年頃には振動病は一定の要因を満たしておればスムーズに認定できるという状態ができました。そうした方法を他の職業病についても行っていくというのが一つの方法です。

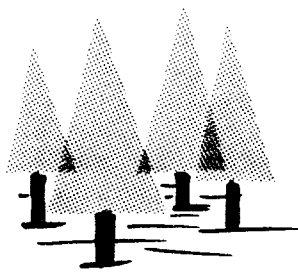
例えば、運輸労働者の腰痛問題に

については徹底的にタイムスタディをする。すなわち、労働内容の分析を徹底的に行い、そして基準局から御用学者と呼ばれている医師や、整形外科の医師を呼んでこさせ、そこに我々の作ったタイムスタディの結果、臨床診断、意見書等を持ってきて徹底的に論戦をするわけです。当然、徹底した資料に裏付けられた我々の追及に彼等は何も言えません。その結果、高知県では非災害性腰痛については整形外科の医師は労働衛生の専門家に意見を聞くべきであると医師会が判断し、整形の医師が腰痛問題から逃げ、結局、私共の方へ持つてくるということになりました。

こうした闘争を、様々な労働組合が一緒になり、協力して徹底的にやるわけです。そしてそのデータを持って交渉なども個別ではなく、一斉申請をします。一度に二〇名、五〇名という数を申請し、それを総評、同盟含めた労働団体が全体として参加する席上で基準局と交渉し、そこで認定の基準を決めさせていく、と

いうふうな闘いに重点をおいてきました。

また、かつて未組織労働者の様々な職業病についても、地区労のレベルにおいて課題として上がってくるわけですが、なかなかやっていけない弱点を持っていました。そういう中で職業病センターが未組織の問題を全面的に肩がわりしてやっていると、いうパターンが高知県において定着しつつあります。



## ・重要な職場実態調査

そしてもう一つ強調しておきたいのは、タイムスタディというものを、徹底的に実施していくのと合わせて、職場の安全実態の調査、健康の調査というものを、それぞれの単産が行へ、その分析を我々が協力して行っていくということです。高知県労働安全衛生センターの標語として掲げているのは、一人の災害、一人の労働者が発症すれば、必ずそのすそ野として病人予備軍を多数かかえているはずだということです。これは最近ではどの単産でも言うようになり、我々の常識的な考え方となっています。

従って一人の患者が出れば、他の人々にも災害があるはずだから、調査を共にやってほしいという申し入れが最近多くなっています。すると調査によって、その職場の環境、労働条件によるものであることがは

っきりします。そうすると、労安衛センターに加入している単産の任務は、それらの職場環境、労働条件とどのように闘うのかという課題であることが非常にはっきりとしてきます。

## ・日常的な対自治体闘争

しかし、残念ながらそこで大きな問題をかかえています。高知県は産業基盤が弱く、民間の一番大きな単産でも五〇〇人ほどで、中小企業がほとんどです。だからそうした問題をやりますと、片っ端から倒産するというふうなジレンマをかかえています。それをどうしていくかということになると、必然的に対自治体闘争というのが大きな柱になってくるのです。

民有林の労働者の振動病がかるくなり、就労可となったときの受け皿はどのようにするのかということですが、ほとんどが日雇い契約ですから雇用主がはっきりしていません。

だから振動病がよくなっても、もどるところがない。そういう労働者が国有林で五六〇名、民間の振動病患者が約一二〇〇名など、そして、約二五〇〇名の振動病の認定患者が高知県にいます。その人たちの職場をどうするのか、だれがどう責任をもって考えていくのかということ、労安衛センターの闘っていかねばならない課題です。

闘う相手は、地方自治体、労働省や厚生省などの国というようになっています。労安衛センターのもう一つの日常的な闘争として、対自治体闘争は大きなウエイトをしめています。このような形で高知県の職業病闘争は、現在日常的な活動としてある程度くり返されています。

こうした運動は、高知県の特性と、一般化できるものであるとは言えません。しかし、地方における運動として、共通性をもてる地方もあるのではないかと私達は考えています。

(次号につづく)

# 前線から

## 北大阪

### 連日の大衆抗議行動で 署の「業務外」見解撤回させる！

#### 全通十人阪日通支部

の返事を引き出した。二二日、支部は中央委員会で大衆の態度表明がなされるに決するものと決定するものと

二月二三日

前に、担当官は「労災認定もに、二三日からの連日行

から二五日の三日間、全通

動に突入したのである。

大阪日通支部は早朝八時半より連日五〇

して「困難」との姿勢を打

名の大衆動員で淀川労基署への抗議行動

を展開し、組

に激怒し、徹底追及し、そ

三日目と行動が盛り上がる中

の結果「再度検討する」と

で徐々に姿勢をやらわらげ、

三月末の年度内決着の見通

しが開けたと判断している。

は、遺族より相談を受け

ていた中北弁護士が昨年10

月9日に申請を出していた

もので、安全センターとし

ても積極的に協力してきた。

川畑氏は鹿児島県からの

出稼労働者で、七四年11月

七五年5月まで尼崎の浜

本工機で季節工として働い

ていた。主な仕事は、鋼管

パイプ類をトリクレンを使

用した鋼管の洗浄作業に

と労災の決定を行った。こ

トトリクレン中毒で労災認定

と

有機溶剤（トリクレン）を

畑氏に対して、肝硬変死と

使用した鋼管の洗浄作業に

と

従事し、退職後5年経って

と

と

## 尼崎

### 出稼工の肝硬変死

トリクレン中毒で労災認定

3月上旬、尼崎労基署は

肝硬変で死亡した労働者川

畑氏に対して、肝硬変死と

と

と

と

って洗浄する作業で、この作業中にトリクレンに被曝して肝機能障害を起し、労災として認定された。その後退職して妻児島に帰郷したが、働くことができず自宅で療養していた。しかし、肝機能障害は増々悪化し、一年一月に死亡した。労災申請にあたって問題となった点は、発症後五年経って死亡した原因としてトリクレンとの因果関係がどれだけはっきりできるのかという点であったが、死亡当時の主治医、浜本工機等の調査を進める中で明確にされてきた。

申請後、尼崎労基署は以前の労災決定を前提として調査することを約束し、局医の判断も加えて決定したものであった。

申請後、尼崎労基署は以前の労災決定を前提として調査することを約束し、局医の判断も加えて決定したものであった。

## 北大阪

### 住電未払賃金訴訟

### 高裁闘争強化に向け

### 支援する会が学習会開く

三月六日、住友電工差別賃金撤廃闘争を支援する会主催による労働時間問題に関する学習会がPLP会館において行われ、総評、社会党、全金などから約二〇名が参加した。

住電労働者有志は、これまで地労委における差別賃金闘争と併せて、始業前、

終業後十五分の未払賃金につき裁判闘争を継続してき

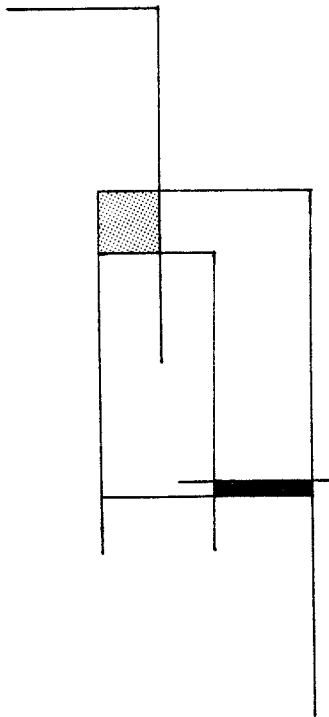
ているが、裁判闘争へのとりくみが相対的に弱く、昨年八月には大阪地裁で棄却判決を受け、現在、高裁で控訴審が始まっている。

今回の学習会は、今後裁

判闘争をより精力的に展開するという意味も含めて行われたものであるが、出席された北本弁護士は、地裁判決が会社側の証言のみを採用していること、及び、法律適用の問題としても、制裁の対象となる時間は原則として労働時間という判

例、学説、行政解釈の従来  
の考え方を実質的に否定していることなどその不当性を指摘され、控訴審への決意を述べられた。また参加者からは、労働条件が資本によつてなし崩しのに切り下げられていく危険性がある今日の状況で、重要な闘いとの意見が多く出された。

三月十日には大阪高裁の法廷が開かれ、原告側より準備書面を提出したが、次々回くらいより証人調べに入る予定である。



# 大阪中央

## 事務労働者の頸肩腕障害

### 中央労基署よりやく労災認定

・大阪国保連職員労組

三月中旬、大阪中央労基署は大坂国保連職員労組Aさんのけい肩腕障害につき業務上疾病との認定をおこな

八〇年六月頃からの作業量の著しい増加問題を中心としたいくつかの業務密度の

増大時期の存在と、毎月の業務に一〇日間程度の集中時期があることが業務上認定された理由と思われる。Aさんは三月一日より既に部分就労を開始しているが、組合はけい肩腕障害問題へのとりくみを大衆的なものに発展させるため、三月下旬には職業病対策委員会を発足させ、アンケート、健診の実施など被災者の早期発見と早期対策の策定の準備が進んでいる。三月二三日には対策委員会は第一回目の会合をもち、安全センターから榎本事務局長が出席し、約一時間にわたってとりくみの原則について話を行った。

企画されたものである。

## 北大阪

### 若手弁護士中心に

### 労災問題実務講座スタート

その間何回も症状の悪化と一定の回復をくり返しなが

三月十六日、大沢弁護士事務所において、労災問題実務講座第一回学習会が行

家も労働者医療機関の設立など医療的な面ではかなり

後、法律相談や労災・労働安全関連法規の専門的研究の推進の重要性という観点から積極的に企画に参加しており、第一回学習会では榎本事務局長が講師となり、労災保険法全般にわたって解説した。同学習会は今後月一回のペースで続けられる予定である。

ら徐々に進行し、一昨年度より休業に至るといいう経過があり、症状の決定的悪化の時期を特定することが困難であった。しかし、七三年の老人医療係への配属と

十一名が参加した。この講座は、労災職業病運動が関西においてこの間大衆的な拡がりを見せており、専門

の前進を見せているのに対して、この運動には不可欠ともいえる法律的な面での整備が相対的に遅れている状態を少しでも前進させていこうという趣旨も含んで

# 西大阪

## 全金ニッコー金属支部

### 組合員の脳卒中で

### 労基署へ正式申し入れ

全金ニッコー金属支部（

大阪市西淀川区）は三月十二日、西野田労基署に対し

て、組合員であり昨年十二月二十八日脳卒中発作で倒れた平野明氏の問題につき労働災害として認定するよう正式に申し入れた。

平野氏が発作をおこしたのは昨年末二十八日の仕事が終わった後のことであり、倒れたのが現場であるということからも組合側は会社に労災の手続きを行うよう要求し、併せて独自の調査を開始していったものである。会社側は「血圧が高いのに酒ばかり飲んでるから」

と労災をしぶっていたが、

労組、安全センター共同による調査の結果、同氏は確

かに血圧は高かったが塗装職場の職長ということからも、出勤率、残業時間も他の労働者に比して著しく大であり、また酒も血圧を気にして最近はかなり減ってきていたことが明らかになってきている。これらの点をふまえ、二月二三日組合は団体交渉で再度労災手続

きを要求し、会社側も基本的に組合のとりにくみを援助するといふ確認をとりつけるに至ったものである。労基署との交渉は年度末ということもあり、四月以降から本格化する見通しであるが、安全センターでも全面支援の体制で臨んでいる。

# 北大阪

## 全港湾の、じん肺・腰痛抗争

### に学ぶ

### 大阪地評労職対で学習会

三月九日、大阪地評労災

職業病対策委員会は「全港

湾におけるじん肺・腰痛闘

争」をテーマとして学習会

を開催し、各単産から約三

〇名が参加した。同対策委

では前回の会議で各単産も

ちまわりで講師となり、自

らの運動を紹介していく学

習会の開催を決めたが、そ

の第一回目として開催され

たものである。

当日は、全港湾が昨年来

とりくみを進めているじん

肺闘争につき八ミリファイルの上映を含めて、その概要の説明を行うとともに、腰痛闘争については米穀運送分会におけるとりくみ、とりわけ職場の規律確保と権利要求の関係を中心とした報告が行われた。また同学習会には松浦診療所の松浦医師及び安全センター榎本事務局長が助言者として参加し、それぞれの立場からの報告を行った。



### 3/8 岩佐訴訟 第四回法廷開かれる

## 大阪

# 言いがれに終始する日本原電 救いは敦賀たれ流し不起訴!?

### 岩佐訴訟を支援する会

岩佐訴訟控訴審第四回法廷が3月8日、大阪高裁大法廷で満席の支援傍聴者が詰めかける中で開かれた。今回の法廷では、これまで原告側から提出してきた大

## 第8期 関西労働者針灸学習会のお知らせ

今年も関西労働者針灸学習会を下記の要領で開催します。参加希望者は4月20日までに安全センターへお申し込み下さい。

—— 記 ——

- ・募集人員 20名程度
- ・開催期間 5月6日より9月16日まで (毎週木曜日)
- ・学習時間 午後6時から8時30分まで
- ・場所 全港湾関西地本(2階会議室)
- ・会費 毎回三百円
- ・資料代 500円
- ・申し込み記載事項

住所、氏名、勤務先、所属組合  
団体名、紹介者名、連絡先電話番号、申し込みの動機

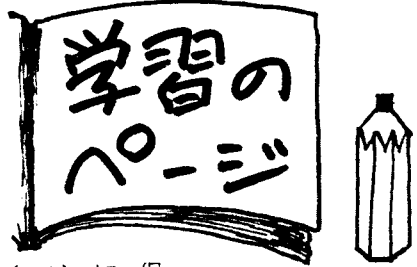
主催  
関西労働者針灸学習会実行委員会  
全港湾関西地本労働対  
関西労働者安全センター

上げ、岩佐訴訟との「関係のなさ」をいい、症状の面、被曝原因については地裁判決のデータメを判断の弁護に終始した。原告側の徹底した判決批判に対する反論としては、かなり粗末なものであったと言えよう。法廷終了後、中之島野音にて集會が、支援する会事務局、ゼネ石労組の司會で行われ、かけつけた東京反原労よりのアピールなど各団体からのあいさつの後、弁護団、支援する会よりの報告があり、最後に原告本人より決意表明があり、がんばろうを三唱して解散した。

今回の法廷は五月二四日に決定し、原告側よりの再反論の提出、及び被告側よりの地裁判決批判の書面が提出され、証人申請等、いよいよ審理が本格的に行われる段階に入っていく。

# 2月の新聞記事から

- 二・一 西成区の簡易ホテル全焼、客ら六人重軽傷  
このホテルは建築局の改善勧告(六九年から)を無視し続けていた
- 二・二 「クロロキン訴訟」国、製薬会社に対し、  
二八億円(原告請求額の約六分の一)の賠償  
命令——原告側控訴を決める(東京地裁)
- 二・八 ホテルニュージャパン(東京)火災、三二人  
死亡、三二人負傷——欠陥ホテルあばかれる
- 二・九 日航機羽田沖に墜落、二四人死亡、一四七  
人重軽傷
- 二・一四 西淀川区にある工場で銑鉄運搬容器が傾き  
一五〇〇度の銑鉄が流出
- 二・二〇 魚処理を行う銅肥料製造工場の悪臭をめぐ  
る「悪臭公害損害賠償訴訟」で最高裁は工  
場側の上告棄却、住民側勝訴
- 二・二一 三菱金属直島製錬所(香川)の硫酸貯蔵用タ  
ンクより二〇〇トンの濃硫酸が流出してい  
たことが判明
- 二・二三 大阪府の新環境長期計画における二酸化窒  
素の環境目標値の大幅緩和(〇・〇二  
以下)——〇・〇六PPMへ)に対し「大  
阪公害患者の会連合会」が抗議
- 二・二五 気分が悪く早退した会社社員が帰りの電車内  
で急性心不全で死亡(東大阪)
- 二・二六 ミカン栽培用ピニールハウスの中で作業中  
酸欠で作業員四人死亡(福岡)



## 労働安全衛生法を読む

①

私達はこれまで資本・政府の労災職業病問題(安全衛生問題)に対する基本的な対策が労災保険法と労働安全衛生法であることを指摘してきており、特に、資本主導の安全衛生「運動」に対して労安法体制などという名称を使ってきた。そこで、今回からの学習のページの中では労働安全衛生法のなかみについて、そのポイントなる箇所の解説をしてみたい。資本・行政のねらいや、逆に労働者側で活用できる方法など、学習の材料となれば幸いである。

# 第一章 第二条

## 一、「目的」について

### ① 労働安全衛生法の

#### 枠組について

労働安全衛生法（以下労安法という）は、本文自体は十二章一二二条からなる法律で、決して長いものではない。しかし、施行令や労働安全衛生規則、特化則、鉛中毒予防規則など十以上にのぼる労働省令、更には、それぞれについて定められている行政通達の数を含めれば、その項目は数千にも及ぶ膨大なものとなる。ここで、法律、政省令、通達の関係についていえば、「法律」は国会における決定事項で、その性格は明らかであるが、「政省令」はそれぞれ内閣及び各省が法律の委任を受けてその細則を作成するもので、通常主務大臣の「告示」という形で公布さ

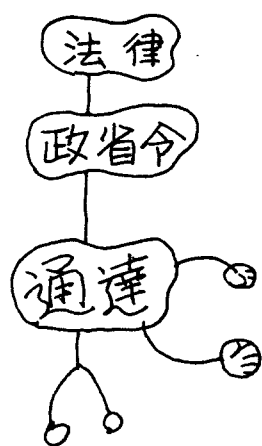
れる。更に、これの実務的な取扱いを定めたものとして「通達」があるが、これは労働省でいえば管轄局長の指示という形をとり、労働基準局関係は基発第何号、安全衛生は安衛発第何号というものである。厳密な意味でいえば、国民に対して強制力をもつのは法律、及び政省令の段階までで、通達は行政内部への効力があっても、直接国民への強制力はないものである。しかし、実際に最も我々の身近にあり、解釈の余地がないほど強い力をもっているのが行政通達であり、労働行政関連の場合、特にそれが顕著である。

### ② 労働安全衛生法の

#### 目的について

労安法は第一章第一条「目的」において「この法律は労働基準法と相まって……職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な作業環境の形成を促進することを目的とする」としている。一読するだけでは、おおいに結構とも受けとれる内容である。しかし、まさにこの条文は従来の労働基準法を軸にした安全衛生の原則を抜本から否定し、発想の転換を要求していることを読みとる必要がある。

一九七一年七月、労働大臣の私的諮問機関である労働基準法研究会（石井照久会長）は当時の労働大臣原健三郎に対して安全衛生（労基法第五条）に関する報告書を提出した。ここで注意したいのはこの労基法研究会である。労働基準法関連問題を



討議する公的機関として、労使公益の三者構成による労働基準審議会が存在しているにもかかわらず、六九年に私的機関として同研究会をわざわざ発足させ、ここに法改正についての研究を委託したこと自体問題であり、明らかに政治的意図がみられる。予想に異わず、報告書は大まかに二つのことを主張している。第一には、安全衛生問題の労基法からの分離であり、第二には、安全衛生における人的要素、つまり不注意、体質の強調である。そして報告書の提出後わずか一カ月後、労働省は労安法制定の意向を公表し、翌七二年二月には、法案の国会提出が行われているが、既に筋書きができていたと考えるのが普通であろう。

さて、労安法制定の最大の眼目は安全衛生の労基法からの分離にあるわけだが、その表現が「快適な作業環境の形成」という言い方になってくる。つまり、労基法においては最低条件として労働者の権利が定められており、それ以上は労使の交渉、

協定で、早く言えば、力関係で決めるといのが基本であったのに対して、労安法の考え方は、安全衛生は労働者の権利という原則を崩している。つまり「快適な作業環境の形成」は労使一体で、しかも企業の主導権でやることに労働者は協力せよという立場をとったのである。これは本来的には労働者の権利否定であり、労基法の否定である。しかし、労基研報告書発表から労安法の労基法からの分離立法化という問題は、労災職業病問題についての資本側からの総括である。つまり、六〇年代の高度成長下で膨大な労災職業病が発生し、これが労働運動と結合していくことに対する先制攻撃として位置付けられている。安全衛生問題に限っては労使の利害は一致している、この問題は労使協調でやろうというものが「快適な作業環境の形成」という文面に実は凝縮されているのであり、実質的には安全衛生における資本の主導権を明確化したのである。

労働省のこの攻撃に対し、当時の

労働運動は十分に反対しきれなかったということも事実である。重大な法改正であるにもかかわらず、労働側の意見がほとんど反映されていないこと、労基法の解体につながる危険性、単独立法化についての根拠が薄いこと、労働者の権利規定が弱いこと、等々様々な観点からの批判が行われた。しかし、反対意見と運動が十分に結集しないうちに労働省は法案の成立ゴリ押しに進めたのである。「この法律は労働基準法と相まって」の文言は、法案をめぐる攻防の最終局面における修正案として出てきたものであり、反対運動による精一杯の「歯止め」であったのである。



# 全国の医療運動の再構築と前進のために

労働者住民医療機関連絡会議(仮称)

労災職業病研究会

の結成に期待する

松浦良和

去る三月二十一日、南大阪労働者診療所において、労災職業病闘争を積極的に担ってきた全国の十医療機関の代表者が集まり、全員一致して、労働者住民医療機関連絡会議(仮称)の結成に合意し、九月二五、二六日の第一回総会開催に向けてその準備を積極的に行うことが決定された。

これまで、全国各地で労働者の生命と健康を守る闘いが、労働組合と先進的な医療関係者との共同闘争として、地道にとりくまれ、その中から、労働者のための、労働者自身の手による医療機関の建設が次々と勝ちとられてきた。そして、これらの医療機関相互の連帯と協力体制も、年を経るに従い一層緊密かつ強固なものとなり、昨年には、運動面の交

流にとどまらず、運営、経営面についての交流も、各医療機関の事務担当者を中心として積極的に行われてきた。また、昨年の労働省の一方的な針灸治療制限問題に対する闘いを通じて、より一層連帯と共同体制が強化されてきたことを踏まえ、今後は、これまでの連絡共同体制の一層の充実発展を行うと同時に、更に広はんな医療機関及び医療従事者の結集をめざし、上記連絡会議の結成を行うことが決定された。

## 三三一交流会で

## 具体的方向が決定

この連絡会議結成の目的として、

以下の三点が掲げられている。

- ① 労働者、住民の生命と健康を守るために活動している全国の医療機関相互の運動、運営、経営についての交流を行う
- ② 全国の医師、医学生、医療労働者に、共に労働者住民の生命と健康を守るための活動への参加を働きかける。
- ③ 全国各地に作られようとしている、労働者住民の生命と健康を守るための新たな医療機関建設に対する援助協力を行う。

そして、当面の具体的活動として、以下の四点が確認された。

- ① 年三〜四回各地の医療機関持ち回りで連絡会議をもつ。
- ② 年一回の総会を行い、全国的な

医療運動の交流を行う。

③ 機関紙を年三〜四回発行する。

④ 学生の夏期フイールド合宿を統一企画し、統一呼びかけを行う。

更に、これらの目的を達成するため、広はんな医療機関に呼びかけを行い、会員を募ると共に、会員は医療機関に限らず、全国各地で活動している広はんな医師や医療従事者にも個人会員を募ることとし、会費も決定された。そして、呼びかけのための機関紙(準備号)が五月に発行されることになっている。

## 分散孤立から

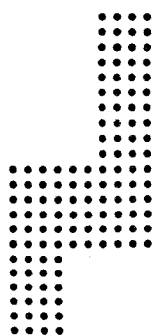
### 全国結集へ

過去、青医連全共闘運動を経る中で、多数の医師、医学生、医療労働者が様々な医療運動の中へ飛びこみ、公害、薬害、医療被害に対する告発を始めとして、精神医療、労災職業病、農村医療、救急医療等、多くの

医療運動が関わられてきた。しかし、医療告発運動が、「反医学会総会」により結集軸としての大きな役割を果たしながらも、現在一定の停滞状況に陥り、全国的な医療運動の結集は、精神医療分野において達成されているだけで、残念ながら、大部分は全国各地で個別分散孤立化した中で、それぞれが地道な活動を続けている状況下にある。

青医連運動から既に十五年が経過し、青医連運動を担った人々も各地の医療機関で中堅あるいは指導的役割を果たしている。その中から、都市で、農村で、青医連運動の提起した医療の原点——労働者、住民、患者の立場に立った医療——を求めて地道な努力を続けている多数の仲間がいることを伝え聞く。

一方、大学では、再び医局講座制が復活し、国家権力の手先であるところを、はや隠そうとさえせず、露骨に医学生、若年医師を意のままに弾圧支配し、医学生も権力にコピを売ることにより将来の地位を得たい



と考える人間が大手を振ってのさばる状況を生み出している。この様な状況を生み出したのは、主要には権力の弾圧にあることは当然であるが、しかし、青医連運動を担ってきた者達が、その責任にほおかむりすることとは許されまいだろう。青医連世代以後の医師、医学生の眼には、青医連運動を必死で闘ってきた先輩達が見事に彼等の視界から消え去り、青医連運動の揚げた理想は地に落ちたと映っても止むを得ないほどの惨たんたる状況であった。

しかし大学医局と自ら絶縁し各地に散っていった数多くの青医連医師達は、地をほうような努力をしながら、それぞれの理想とする医療を実践の中から切り拓かれてきている。その成果は、今の医学生には全く知らされていないし、また知らせる努力もほとんどなされていない。

## 医療実践の交流から

### 新たな潮流の形成を

現在、全国各地で労災職業病闘争を担っている医師、医療労働者も、その多くは全共闘―青医連世代に属している。労働者の生命と健康を守る闘いは、必然的に、労働者を搾取り弾圧し、生命と健康をむしばむ資本、国家権力に対する闘いとなり、

階級闘争の一翼を担う医療運動としての任務を果たしてきた。その意味では、青医連運動の提起した路線を最も忠実に実践してきた運動の一つでもあった。十年余の各地での実践活動の積み重ねの中から、労働者の生命と健康を守る若としての医療機関の建設が、労働者との共同闘争により次々と勝ちとられてきたことは、青医連運動の成果でもある。これらの医療機関が核となり、全国各地で地道な活動を実践している広はんを人々に呼びかけ、お互いの経験を交

流し連帯を作り出すと共に、後輩達や医学生に進むべき道を提起することは、今後の医療運動の一層の発展のために必要不可欠であろう。これまでの支援や告発を主とした医療運動ではなく、具体的な医療実践を軸にして、広はんを医療機関や医療従事者がお互いの経験を交流し、真に労働者、住民と結合した医療運動の新たな潮流を作り上げていく上での重要な一歩を踏み出そうとしていることに大いに期待したい。

## 鍼灸等治療の改悪に反対し、

### 労災医療の充実と

### 東洋医学の向上をめざす

## 大阪シンポジウム報告集

B5版 50頁 三百円(千二百円)

## 南大阪労働フィールド合宿

### 報告集

発行：'81南大阪労働フィールド合宿実行委員会

B5版 50頁 三百円(千二百円)

昭和50年10月29日  
第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

3月号（通巻第95号）昭和57年3月20日発行

（毎月、回20日発行）

表紙写真／全通大阪日通支部、淀川労基署へ抗議行動（2月24日・12ページ参照）

**早く・安く**

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

**(株) 千里印刷 06-351-1127**  
大阪市北区天満橋3-5-28